

第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）最終案について

1 経緯

男女共同参画、性の多様性を認め合う社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に、令和12年度までを計画期間とした「第3次三重県男女共同参画基本計画」を策定し、全庁でさまざまな取組を進めてきました。

令和7年度には、全国的に男女間の格差解消が十分に進んでいないことから、時限立法であった「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が10年延長されるとともに、「第6次男女共同参画基本計画」の策定も行われました。

本県においても、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残り、男女間の賃金格差や共働き家庭の家事・育児時間の男女格差が大きいことなどから、令和8年3月に「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定しました。加えて、令和7年10月には「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を制定しました。

こうした状況をふまえ、あらゆる分野の男女共同参画、ジェンダー平等を一層推進するため本計画を改定することとし、今般、最終案をとりまとめました（資料2、3）。

2 最終案の概要

（1）計画期間

令和9年4月～令和13年3月（4年間）

※現行の基本計画 令和3年4月～令和13年3月（10年間）

（2）めざす姿

- ・誰もがその個性と能力を十分に発揮して活躍でき、多様な生き方を選択し、認め合う男女共同参画社会の実現をめざします。
- ・その具体的な姿として「誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）」
「女性や若者に選ばれる持続可能な地域」を掲げ、取組をより一層推進します。

（3）計画改定のポイント

ア 「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」と一体的に取組を推進

- ・人口減少対策の観点から経済分野のジェンダーギャップの解消をめざすための方向性を示した基本戦略と、本計画との取組が重なる部分（基本方針Ⅰ）において整合性を図り、一体的に取組を推進します。

イ アンコンシャス・バイアス（性別に基づく無意識の思い込み・偏見）の解消等の取組強化

- ・あらゆる分野の男女間格差の解消や女性の参画等を一層促進させるため、それらの背景に潜むアンコンシャス・バイアス等の解消に取り組みます。

（4）基本方針と施策の方向

以下の4つの基本方針に基づき施策を推進します。

・基本方針Ⅰ 職業生活におけるジェンダーギャップの解消

働く場における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消するための意識変革と行動変容、働きやすい職場環境整備や働き方の多様な選択肢の提供、子育て・介護等と仕事が両立できる環境整備を推進します。

・ **基本方針Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備**

県や市町等の政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するとともに、様々な場面に存在する固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに気づき、行動変容を促すための意識の普及と教育の推進に取り組みます。

・ **基本方針Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現**

様々な困難を抱える人々への支援と多様な視点に立った災害への備えを推進するとともに、生涯を通じた健康への支援、男女共同参画を阻害する暴力等の根絶と被害者支援の充実に取り組みます。

・ **基本方針Ⅳ 性の多様性を尊重する社会の実現**

性の多様性に関する理解の増進と、LGBTQ等の当事者が安心して暮らせる環境整備の充実に取り組みます。

3 審議結果等

(1) 県議会

令和8年3月 環境生活農林水産常任委員会で計画改定の方針を説明

6月 同常任委員会で中間案について説明

10月 同常任委員会で最終案について説明

(2) 三重県男女共同参画審議会

令和8年2月 諮問、策定方針の審議

4月 素案の審議

5月 中間案の審議

8月 最終案の審議

(3) パブリックコメント

令和6月から7月までの間、中間案にかかるパブリックコメントおよび市町への意見照会を実施したところ5件の意見が提出され、うち2件について計画に反映しました。

4 今後のスケジュール（案）

基本計画の改定については、「三重県男女共同参画推進条例」第8条に基づき議会の議決が必要なことから、11月定例会議会へ基本計画改定案を提出します。

また、今年度中に、改定後の基本計画に基づいた第二期実施計画を策定します。

令和8年11月 定例会議会に基本計画改定案提出（計画期間開始：令和9年4月）

12月 常任委員会（実施計画・中間案）

パブリックコメント実施（実施計画・中間案）

令和9年 3月 常任委員会（実施計画・最終案）

策定・公表（実施計画）